

## 日常の心得

1. 登校時刻8時30分, S H R 8時35分, 第1限目開始8時45分とする。下校時刻は午後5時とする。
2. 始業時刻から授業終了まで外出をしないこと。やむを得ない用事で外出するときは、生徒手帳に記入し、担任または副担任の許可を得ること。
3. 生徒が下校時刻後学校に居残る場合は、その日の正午までに所定の用紙に記入し、顧問または担任、居残り指導教諭の承認および生活指導部の許可を得ること。居残りを許可された者の完全下校時刻は、午後6時30分とする。
4. (1)土曜・日曜・休日等に登校して、校舎・校具・運動場等を使用する場合は、休日等の2日前の昼食時までに、所定の用紙に記入して顧問または担任、使用箇所の管理責任者および生活指導部の許可を得ること。ただし、活動当日に本校の教諭が指導または監督する場合に限る。休業期間中の土曜、日曜、休日の登校は原則として禁止する。  
(2)休業期間中に登校して、校舎・校具・運動場等その他学校の施設を使用する場合には、休業期間の最初の日から、夏季休業にあつては3週間前までに、他の休業にあつては1週間前までに前号の手続きをとること。
5. 欠席・遅刻・早退・欠課の場合、必ず午前8時30分以降、午前9時までに電話で連絡すること。さらに、生徒手帳の所定の欄に理由を書き、保護者印を押して、H R 担任に届け出ること。
6. 欠席・遅刻・早退・欠課が忌引・就職・進学・生徒会活動・部・同好会の活動等のためやむを得ないと認められる場合は、「欠席等特別許可票」を組担任および教科担任に提出する。忌引日数は連続した日数とし、次の各号の定めるとおりである。ただし、服薬のために旅行するときは、必要な日数を加算することができる。
7. 自転車で通学するものは、自転車通学許可申請書を生活指導部に提出し、購入したステッカーを、後輪カバー等の見やすい位置に貼付すること。  
原動機付自転車を含む自動二輪による通学は認めない。(自転車通学する場合には別に定める心得による。P64参照)
8. 学校で来訪者と面会するときは、担任の許可を得て校内で面会すること。
9. 生徒相互の金銭および貴重品の貸借はできるだけさけること。
10. 金銭または物品を紛失・盗難にあつた場合は、直ちに「紛失・盜難届」を担任および生活指導部に提出すること。
11. 生徒が学校の内外において金品を募集するときは、あらかじめ生活指導部に相談し、学校長の許可を得ること。
12. 捨物があつたときは直ちに生活指導部に届け出

- ること。
13. 校舎や校具は大切に取扱い、誤つてこれを破損紛失したときは、直ちに担任に届け出て、所定の用紙に記入すること。この場合現品または金銭をもつて弁償させることがある。
  14. 運動用具・楽器その他の指定された校具は、関係職員の許可を得てから使用すること。
  15. 教室を使用する場合には、次の事項を守ること。
    - (1) 責任者はあらかじめ、管理責任者の許可を得ること。
    - (2) 使用後は丁寧に掃除し整頓しておくこと。
  16. 生徒会の委員会、部・同好会あるいはクラスが、校外活動を行う場合には、所定の用紙に記入し、当該活動の1週間前までに、顧問または担任の承認を得て、生活指導部に届け出ること。
  17. 対外試合を行いう場合には、所定の用紙に記入し、試合の1週間前までに、顧問または担任の承認を得て、生活指導部に届け出ること。
  18. 部・同好会等の活動は、定期考査開始1週間前から終了までの間、その活動を休むものとする。ただし、生活指導部の許可を得たものはこの限りではない。
  19. 部・同好会の活動において、本校職員以外の人に指導を依頼するときは、事前に顧問の承認を得て生活指導部の許可を得ること。
  20. 校内で集会を催すときは、責任者はあらかじめ所定の用紙に記入し、使用箇所の管理責任者の了解を得た上、学校長の許可を得ること。
  21. 校内に掲示（貼付を含む）・陳列等を行う場合に

13. 顧問または担任の承認および生活指導部の許可を得ること。掲示物は許可された場所を使用し、貼付には糊を使用しない。
22. 印刷物を配布する場合には、あらかじめ生活指導部に届け出ること。印刷物には必ず責任者の学年・組・氏名を明記すること。
23. 休学について、病気その他の理由で休学を希望する者は、担任に相談し、所定の用紙に記入して学校長に願い出ること。授業料は休学が許可になつた翌月から免除される。休学は3ヶ月以上2ヶ年以内とど。
24. 転学または退学を希望する者は、担任に相談し、指示を仰ぐこと。

## 服装と靴・頭髪について

生徒は杉高生として品位ある装いを心がけること。

### 1. 服装

制服は次のように定める。

(1) 冬服 男子 学生服とし、本校所定の金ボタンを使用する。左襟に校章をつける。

女子 本校所定の冬服制服とし、左胸に校章をつける。

(2) 夏服 男子 白の半袖または長袖シャツに、制服ズボンを着用する。

女子 本校所定の夏服制服（半袖）とする。

(3) 衣替え 冬服・夏服のどちらも着用できる移行期間を設ける。

(4) セーター 男女共に防寒用としてセーターや（紺、黒、灰色、白、ベージュの無地またはワンポイントのもの）を着用できる。但し、男子は登下校時に学生服を着用せずにセーターを着用してはならない。

2. 靴 登下校時は、革靴または運動靴とする。

3. 頭髪 頭髪は、染色と加工を禁止する。また、年間通して定期的に頭髪チェックを行い、指導対象者は、頭髪を黒髪に戻すこととする。  
4. ピアス等装飾品は禁止する。

5. その他の規定は別途定める。
6. 校章・制服制定の由来について  
校章 杉並高等学校の名にちなんで杉をかたどり、素直でたくましく成長する姿を表した。面側の波線は杉の葉の形を添えたもので、全体として正三角形を基本にしている。

### 制服

(男子) 黒の詰襟の普通の学生服とする。

(女子) 創立当時の生徒・職員の大多数の希望によってセーラー型とし、「上品で独特な感じを生かしたい」という意向によって、次のようにデザインした。

1. 色は冬季は紺、夏季は上着を白とし、スカートは夏冬とも紺のプリーツスカートとする。

2. セーラー型の襟の両角と胸当てに、校章を図化した白い刺繍を入れる。

3. 襟型は袖つけの先にそった型にし、上着の前後面の中央に切りかえを入れる。  
4. スカートは新鮮で清潔な感じを出すために、冬服には白色、夏服には紺色を用いる。